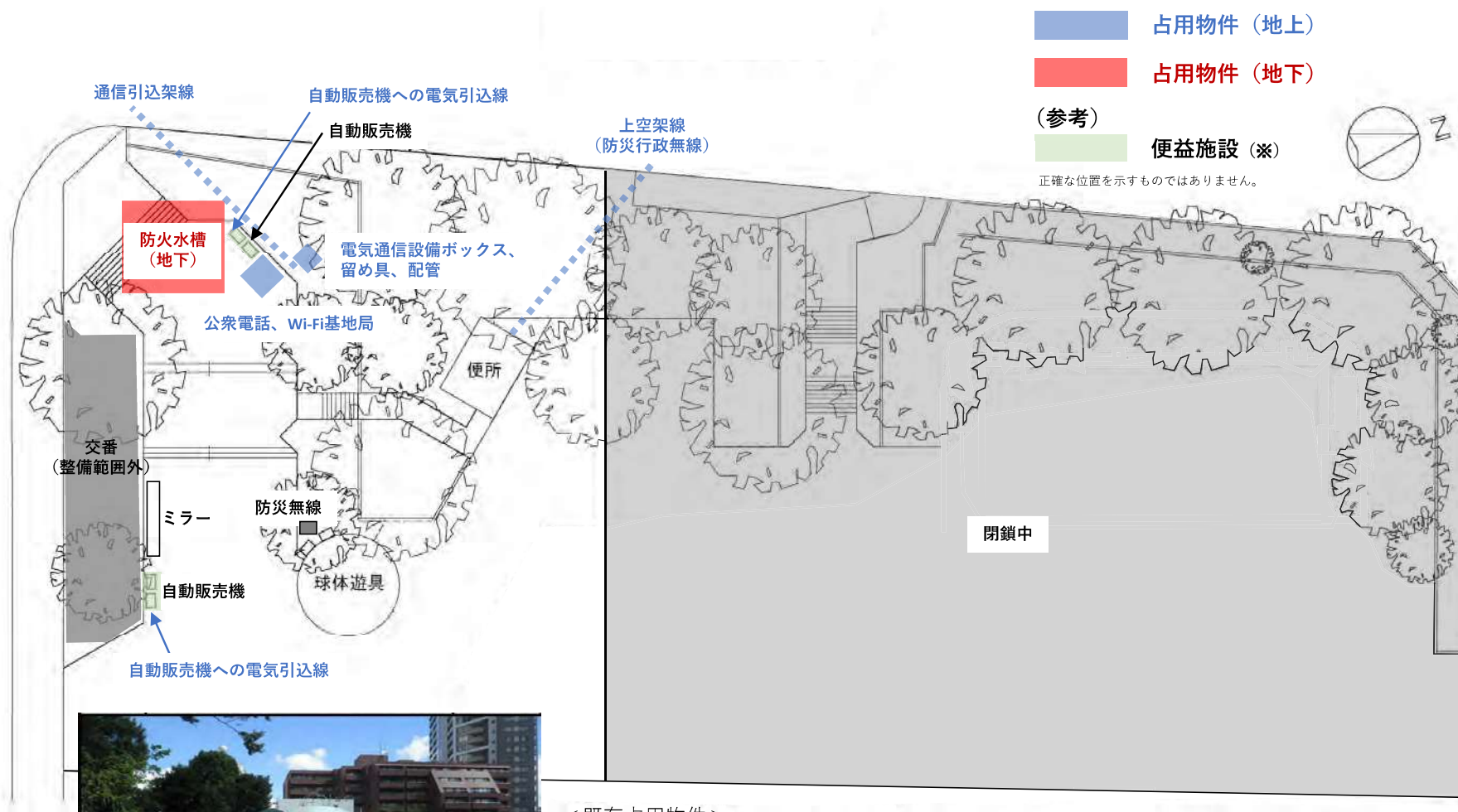


美竹公園占用物件位置概要図



写真：球体遊具(公園施設)

< 既存占用物件 >

- ・都市公園法第6条に基づき許可されている既存占用物件については、既存占用物件所有者が必要に応じて都市公園法第10条に基づき処理します。
- ・必要に応じて各既存占用物件所有者と撤去等の工事調整を行ってください。

※公園施設（便益施設）撤去時に区が委託している自販機事業者と調整が必要になります。